

○内閣府  
財務省令第 号

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）を実施するため、食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

財務大臣 麻生 太郎

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部を改正する命令

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令（平成二十七年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のように改める。

別記様式（第二条関係）

(表) (裏)

第 年 月 号 日發行  <b>身 分 証 明 書</b> 官職名及び氏名  年 月 日生	<p>食品表示法抜粋 (立入検査等) 第8条(略) 3 財務大臣は、第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者との事業者間で關係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。 4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 6～9 (略)</p> <p>(権限の委任等) 第15条(略) 2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、國税庁長官に委任することができる。 3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により國税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。 4・5 (略)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 二 (略)</p>
--	--

改  
正  
後

備考 1 用紙の大やねは「日本産業規格B8-11-11」とある。  
2 発行者は「財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所又は税務署長」とする。

別記様式（第二条関係）

(表) (裏)

第 年 月 号 日發行  <b>身 分 証 明 書</b> 官職名及び氏名  年 月 日生	<p>食品表示法抜粋 (立入検査等) 第8条(略) 3 財務大臣は、第6条第3項の内閣府令・財務省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・財務省令で定める遵守事項以外の遵守事項に關し販売の用に供する酒類に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者との事業者間で關係のある事業者に対し、販売の用に供する酒類に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する酒類に関する表示の状況若しくは酒類、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。 4 前3項の規定による立入検査、質問又は収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 5 第1項から第3項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 6～9 (略)</p> <p>(権限の委任等) 第15条(略) 2 この法律に規定する財務大臣の権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、國税庁長官に委任することができる。 3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により國税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。 4・5 (略)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 一 第8条第1項から第3項までの規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第1項から第3項まで若しくは第9条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者 二 (略)</p>
--	--

改  
正  
前

備考 1 用紙の大やねは「日本産業規格B8-11-11」とある。  
2 発行者は「財務大臣、国税庁長官、国税局長、沖縄国税事務所又は税務署長」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。